

第46号議案

滋賀県文化振興基本方針（第3次）案に関する知事への意見について

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2第2項の規定に基づき、滋賀県文化振興基本方針（第3次）案について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和3年2月5日

滋賀県教育委員会

滋賀県文化振興基本方針（第3次）案に関する意見について

格別の意見はない。

滋賀県文化振興基本方針（第3次）案に関する意見について

提案理由

都道府県が策定する文化振興基本方針については、文化芸術基本法第7条の2第1項の規定により、同項に規定される特定地方公共団体にあっては知事が定めることとされている。（滋賀県は特定地方公共団体に該当）

このたび、標記の基本方針（第3次）が定められるにあたり、文化芸術基本法第7条の2第2項の規定に基づき、別紙により知事から意見を求められたものである。

文化芸術基本法第7条の2

（地方文化芸術推進基本計画）

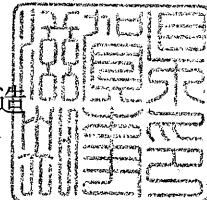
第7条の2 都道府県及び市（特別区を含む。第37条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が同項第3号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参照して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

滋文振第20号
令和3年(2021年)1月18日

滋賀県教育委員会教育長様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県文化振興基本方針（第3次）について（意見照会）

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画にあたる「滋賀県文化振興基本方針（第3次）」を定めるにあたり、同条第2項の規定により意見を求めます。

滋賀県文化振興基本方針(第3次)～文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る～(案) <概要版>

令和3年1月18日現在

基本方針(第1次)
(平成23年度～平成27年度)
基本方針(第2次)
(平成28年度～令和2年度)

第1章 基本方針の基本的な考え方

- <位置づけ> 滋賀県文化振興条例第4条に規定する文化の振興に関する基本的な方針
<計画期間> 文化芸術基本法第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画
<対象分野> 令和3年度～令和7年度(5年間)
「芸術(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術など)」、「地域において継承されてきた文化的資産(有形・無形の文化財、生活文化等)」、「人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景」などを主な対象分野とし、国際交流、観光、産業、福祉、教育等の分野との関連施策も含める

第2章 滋賀の文化に関する現状と課題

1 滋賀県の文化政策の主な変遷

2 社会情勢の変化等

(1) 社会情勢の変化

- 人口減少・高齢化の進行
 - ・地域コミュニティの希薄化・弱体化、地域文化の継承が困難
- 新型コロナウイルス感染症の影響
 - ・県民の文化芸術活動や交流の停滞、芸術家等の活動の場や収入の喪失、次世代の育成にも影響
 - ・デジタル技術を活用した文化芸術活動の展開
- 文化芸術に親しむ県民の減少
 - ・創作活動・鑑賞とも減少傾向
 - ・世代やライフスタイルによって文化芸術に親しむ方法が異なる(若年層は電子機器による鑑賞が多いなど)
- 情報社会の進展と技術革新
 - S D G sの取組の加速化
 - 外国人観光客の増加

(2) 国の動向

- 文化芸術振興基本法の改正(名称を文化芸術基本法に改正)(平成29年6月)
 - ・国民が年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域にかかわらず、等しく文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備
 - ・文化芸術と関連分野の連携(観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等)
- 文化芸術推進基本計画の策定(平成30年3月)
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定(平成30年6月)
 - ・文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮、社会参加を促進
- 文化財保護法の改正、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正(平成31年4月)
 - ・文化財を継承するため、地域における文化財の計画的な保存・活用を促進

(3) 県の動向

- 滋賀県基本構想「変わらぬ滋賀 続く幸せ」の策定(平成31年3月)
 - ・誰もが居場所や生きがいを持ち、文化芸術等に親しみながら心豊かに生活している姿の実現を目指す
- 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定(令和2年3月)
 - ・障害の有無にかかわらず誰もがともに文化芸術活動に親しみ、活躍する環境の実現を目指す
- 滋賀県文化財保存活用大綱の策定(令和2年3月)、文化行政の一元化(令和2年4月)
 - ・文化財を未来に継承するため、保存と活用を一層推進
- 滋賀の美の魅力の発信
 - ・再開館後の近代美術館の運営方針や(仮称)新・琵琶湖文化館の整備を含む、滋賀の美の魅力発信方策を検討
- 日本遺産および日本農業遺産の認定、世界遺産登録に向けた取組
 - 文化やスポーツの祭典の開催

3 基本方針(第2次)の取組状況と課題

取組状況

- 日本遺産を活用した観光キャンペーンやアール・ブリュット作品の海外発信、文化情報誌「COOL SHIGA」の発行など、滋賀の多彩な文化芸術や地域の文化的資産を活用した取組を展開・発信。
- 「ホールの子」事業や文化芸術連携授業を定着させるなど、子ども・若者が本物の文化に触れる機会を充実。また、若手芸術家の発表機会の創出、文化ボランティアやヘリテージマネージャー等の育成を推進。
- 滋賀ならではの「美」を活用した文化芸術活動の推進や文化団体等との連携による芸術文化祭の開催など、県民の自立的な文化活動を促進。また、障害者文化芸術活動推進計画を策定するなど、誰もが文化活動に取り組める環境を整備。

基本方針(第2次)の主な課題等

- ・子ども・若者への多様な創作・鑑賞機会を引き続き確保することが必要。また、誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備が必要。
- ・文化芸術を鑑賞した県民の割合は低下しており、気軽に親しめる機会や興味・関心を持てるきっかけづくりが必要。
- ・県民等の自立的な活動を促進するためには、多様な主体や地域がつながる機会や場づくりが必要。
- ・文化芸術を県民や社会とつなぐため、中間支援的な調整能力を持つ人材等の育成や確保が必要。
- ・文化財の保存・継承が困難になっているため、多様な主体によって支え合う仕組みづくりが必要。
- ・文化創作活動を行った県民の割合は低下しており、文化創作活動の魅力を伝える人材の育成が必要。
- ・文化財を支える裾野を広げるため、文化財の価値を損なわない範囲での活用の推進が必要。
- ・滋賀の美の魅力を効果的に発信することが必要。
- ・文化芸術の多様な価値を積極的に他分野に活かすことが必要。

基本方針(第3次)の策定に向けた3つの柱と施策展開の視点

1 場をつくる

- ・誰もが文化芸術を享受できる機会をつくる
- ・様々な活動の場をつくる
- ・多様な主体や世代がつながる場をつくる

つながる

文化芸術によって、人、地域および世代等のつながりを生み出す

2 人を育む

- ・芸術家等と県民をつなぎ、文化芸術を社会に届ける人を育む
- ・文化施設や地域の文化的資産を支える人を育む
- ・文化芸術を生み出す人、継承する人を育む

3 地域や社会に活かす

- ・文化的資産の保存と幅広い活用を進め
- ・文化芸術の多様な価値を、地域づくりや経済の活性化等に活かす

第3章 基本目標と施策の方向性

目標
標本
方施
向策
性の

- 1 県民誰もが文化芸術に親しみ、多様な主体や世代等がつながる場をつくる
2 文化芸術をつなぎ支える人材や文化芸術の創り手や継承者を育む
3 文化芸術の多様な価値を地域づくりや他分野に活かし、活力ある滋賀を創る

文化芸術の多様な価値を社会に活かし、S D G sの達成に貢献



第4章 施策の柱および重点施策

施策の柱	評価指標	重点施策と主な取組
1 場をつくる	<ul style="list-style-type: none">① 1年間に文化芸術を鑑賞したことのある県民の割合② 文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っているとする県民の割合③ 学校と連携した文化芸術プログラムの参加児童数④ 民間団体や市町等と連携した文化芸術事業実施数	<p>1 誰もが文化芸術に親しめる場の提供</p> <ul style="list-style-type: none">・文化芸術に親しめる機会の充実(優れた舞台芸術や魅力ある展覧会の開催、SNSや動画等のデジタル技術の活用など)・子ども・若者の誰もが文化芸術に触れる機会の確保(「ホールの子」事業、美ココロ・パートナーシップ事業など)
2 人を育む	<ul style="list-style-type: none">⑤ 1年間に文化芸術の創作活動に携わったことのある県民の割合⑥ 研修で得た知識や技術を今後の活動に活かせると回答した受講生の割合⑦ 県立文化施設の文化ボランティア数	<p>2 多様な主体がつながる文化芸術活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none">・県民等が行う文化芸術活動への支援(相談対応、情報提供など)・多様な主体や世代の交流促進につながる場づくり(芸術文化祭、滋賀県次世代育成ユースシアター事業など)

3 地域や社会に活かす	<ul style="list-style-type: none">⑧ 県内の指定文化財等の数⑨ 文化財を活用した県実施事業参加者数⑩ 地域に魅力や誇りを感じる文化芸術資源があるとする県民の割合⑪ 地域において文化芸術と他分野との連携した取組があるとする県民の割合	<p>3 文化芸術をつなぎ支える人材の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none">・文化芸術を県民や社会とつなぐ人材の育成・確保(アートマネージャー研修、ヘリテージマネージャー育成の取組など)・文化ボランティア、文化財や伝統文化等を地域で支える人材の育成・確保
-------------	---	---

3 地域や社会に活かす	<ul style="list-style-type: none">⑫ 県内の指定文化財等の数⑬ 文化財を活用した県実施事業参加者数⑭ 地域に魅力や誇りを感じる文化芸術資源があるとする県民の割合⑮ 地域において文化芸術と他分野との連携した取組があるとする県民の割合	<p>5 地域で育まれてきた文化的資産の発掘・保存・活用</p> <ul style="list-style-type: none">・「文化財保存活用大綱」に基づく文化財の調査、指定、保存修理や埋蔵文化財の保存や情報発信・文化財の魅力の発信(彦根城の世界遺産登録に向けた取組、「幻の安土城」復元プロジェクトなど)・湖魚等の食文化など、滋賀ならではの生活文化や景観等の保全
-------------	---	--

3 地域や社会に活かす	<ul style="list-style-type: none">⑯ 地域において文化芸術と他分野との連携した取組があるとする県民の割合	<p>6 文化芸術と他分野との有機的な連携の促進</p> <ul style="list-style-type: none">・文化芸術による国際交流の促進(アール・ブリュット作品等を通じた交流など)・文化芸術と観光・産業分野の連携(びわ湖クラシック音楽祭など)・文化芸術と福祉・教育分野の連携(病院等でのアウトリーチ事業)
-------------	---	--

施策展開の視点
「つながる」
文化芸術によって、人、地域および世代等のつながりが生まれるよう、施策を展開

第5章 推進体制

1 多様な主体とのつながりによる連携・協働の推進	(4) 市町 ・文化芸術に親しむ機会の充実に向けた取組等への支援・連携、情報交換や研修の場の提供
(1) 文化団体 ・芸術文化祭等の取組を通じた連携・協働	(5) 国、他の地方公共団体等
(2) 民間団体 ・「文化・経済フォーラム滋賀」への参画、障害者の文化芸術活動の推進等における連携	2 県
(3) 文化施設・教育機関 ・文化施設の一層の事業展開や活用の推進、誘客の促進等に向けた連携・協働	3 滋賀県文化審議会 4 財源の確保

滋賀の美の魅力発信

- ・交流や発信の場づくり
- ・ネットワークを活かした多面的な発信
- ・美術館改革
- ・琵琶湖文化館のリスタート

令和3年1月18日現在

滋賀県文化振興基本方針(第3次)

～文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る～

(案)

目 次

第1章 滋賀県文化振興基本方針の基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	
2 基本方針の位置づけ	
3 基本方針の期間	
4 対象とする文化の範囲	
第2章 滋賀の文化に関する現状と課題	2
1 滋賀県の文化政策の主な変遷	
2 社会情勢の変化等	
3 基本方針（第2次）の取組状況と課題	
第3章 基本目標と施策の方向性	11
1 基本方針（第3次）策定に向けた3つの柱と施策展開の視点	
2 基本目標	
3 施策の方向性	
4 S D G s（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組	
第4章 施策の柱および重点施策	14
施策の柱1 場をつくる	
施策の柱2 人を育む	
施策の柱3 地域や社会に活かす	
施策横断プロジェクト 滋賀の美の魅力発信	
施策展開の視点「つながる」	
第5章 推進体制	21
1 多様な主体とのつながりによる連携・協働の推進	
2 県	
3 滋賀県文化審議会	
4 財源の確保	

第1章 滋賀県文化振興基本方針の基本的な考え方

1 策定の趣旨

文化芸術は、私たちに感動や心の安らぎ、生きる喜びをもたらすとともに、豊かな感性や想像力を育むものです。また、人と人が互いに理解し尊重し合う基盤となり、教育や福祉等と密接に関連するとともに、経済の発展にも寄与するなど、地域社会の発展に欠かせない影響力を有しています。

このため本県では、文化振興施策の総合的な推進を図り、もって心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力にあふれる地域社会の実現に寄与することを目的として、「滋賀県文化振興条例（以下「文化振興条例」という。）」を、平成21年（2009年）7月に施行しました。

「滋賀県文化振興基本方針（以下「基本方針」という。）」は、文化振興条例第4条に基づき策定するもので、文化の振興に関する総合的かつ長期的な目標、文化振興施策の方向などを明示することによって、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進し、文化の力により豊かで活力ある滋賀を実現することを目的としています。

これまで、第1次（取組期間：平成23年度～平成27年度）および第2次（平成28年度～令和2年度）の基本方針により取組を進めてきましたが、今般、社会情勢の変化等を踏まえて、基本方針（第3次）を策定します。

2 基本方針の位置づけ

文化振興条例第4条に規定する文化の振興に関する基本的な方針として策定するものです。策定にあたっては、滋賀県基本構想（平成31年3月策定）の政策の方向性との整合を図ります。

また、「文化芸術基本法」（平成29年法律第73号）第7条の2に規定する地方文化芸術推進基本計画として位置づけます。

3 基本方針の期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間の方針とします。

4 対象とする文化の範囲

文化振興条例における、第3章「文化の振興に関する基本的施策」に定める「芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術など）」、「地域において継承されてきた文化的資産（有形・無形の文化財、生活文化等）」、「人々の生活とともに形成されてきた魅力ある風景」などを主な対象分野とし、国際交流、観光、産業、福祉、教育等の分野との関連施策も含めています。

第2章 滋賀の文化に関する現状と課題

1 滋賀県の文化政策の主な変遷

滋賀県は、昭和29年（1954年）に、県の文化の向上を図り、県勢の発展に寄与するために、「文化の殿堂」として滋賀会館を全国に先駆けて建設しました。昭和47年（1972年）には、「文化の幹線計画」を策定し、文化ホール、美術館・博物館、図書館等の文化施設を順次整備してきました。

また、昭和46年（1971年）から芸術文化祭を、昭和51年（1976年）から文化賞の贈呈を行うなど、県民の文化活動を促進する様々な取組を行ってきました。

昭和51年には「湖と文化の懇話会」、平成2年（1990年）には「淡海文化を考える懇話会」を設け、琵琶湖と人々の暮らしに関わる幅広い議論がなされ、平成13年（2001年）には「滋賀らしい文化創造の基本的な考え方」を策定するなど、滋賀の特性を活かしつつ、県民一人ひとりが暮らしの中で文化を創造する環境づくりを進めてきました。

一方、国においては、平成13年に「文化芸術振興基本法」が制定され、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されました。本県においても文化に関する基本理念の確立や、総合的かつ計画的な施策の推進等が課題となってきました。

こうしたことから、今後の滋賀らしい文化芸術振興のあり方を検討するため、平成18年（2006年）に学識経験者等による委員会を設置し、平成19年（2007年）に「滋賀の文化振興のあり方」の提言をいただきました。この提言では、文化を大切にすることなど、多くの県民が共感できる「旗印」や、体系的な文化施策を長期的・安定的に推進していく「仕組み」をつくる必要があることから、その根拠となる文化振興条例を制定する必要性が示されました。

その後、文化団体等との意見交換を踏まえ、県議会の議決を経て平成21年（2009年）7月に文化振興条例を制定しました。また、この条例に基づき平成23年（2011年）3月に文化振興基本方針を、平成28年（2016年）3月に文化振興基本方針（第2次）を策定し、文化振興施策を総合的に進めてきました。

令和2年（2020年）3月には、「障害者文化芸術推進法」に基づく「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」を策定しました。また、「文化財保護法」の改正を受けて「滋賀県文化財保存活用大綱」を策定するとともに、同年4月から、文化財保護行政を知事部局へ移管し、観光、産業振興、景観・まちづくりなどの施策と総合的かつ一体的に推進することとしています。

一方で、滋賀の美の魅力に触れる機会を提供し、「美の滋賀」の入口・拠点となることを目指した新生美術館の整備は実現に至らず、現在、休館中の近代美術館の再開館および（仮称）新・琵琶湖文化館の整備に向けて検討を進めています。

年	文化政策の主な変遷
昭和29年	滋賀会館開館
昭和36年	琵琶湖文化館開館
昭和46年	第1回県芸術祭開催
昭和47年	「文化の幹線計画」策定 →昭和50年～63年文化芸術会館 開館 昭和55年図書館、昭和59年近代美術館、昭和63年文化産業交流会館、 平成2年陶芸の森、平成4年安土城考古博物館、平成8年琵琶湖博物館、 平成10年びわ湖ホール 開館
昭和51年	湖と文化の懇話会（～昭和52年） 第1回県文化賞贈呈
昭和54年	文化の屋根委員会（～昭和60年）
平成2年	淡海文化を考える懇話会（～平成3年）
平成5年	「新しい淡海文化の創造に向けた県行政推進の基本方針」策定
平成12年	滋賀県文化創造懇話会（～平成13年）
平成13年	「滋賀らしい文化創造の基本的な考え方」策定 (国において「文化芸術振興基本法」が制定)
平成16年	「県立文化芸術会館のあり方について」公表
平成18年	5文化芸術会館廃止（4館→市移管、1館→しが県民芸術創造館） 指定管理者制度導入（びわ湖ホール、しが県民芸術創造館、文化産業交流会館、陶芸の森など） 滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会（～平成19年）
平成19年	「滋賀の文化振興のあり方」提言（滋賀らしい文化芸術振興のあり方検討委員会）
平成20年	琵琶湖文化館休館
平成21年	県議会6月定例会で「滋賀県文化振興条例」制定 7月「滋賀県文化振興条例」公布・施行
平成23年	3月「滋賀県文化振興基本方針」策定
平成24年	「美の滋賀」発信懇話会提言
平成25年	滋賀会館閉鎖 「新生美術館基本計画」策定
平成27年	しが県民芸術創造館廃止（草津市移管）
平成28年	3月「滋賀県文化振興基本方針（第2次）」策定
平成29年	（公財）びわ湖ホールと（公財）滋賀県文化振興事業団の文化芸術部門を統合し、 (公財)びわ湖芸術文化財団設立 近代美術館休館
平成30年	「新生美術館基本計画」の見直しを表明
令和2年	3月「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」、「滋賀県文化財保存活用大綱」、 「琵琶湖文化館機能継承方針」策定 4月 文化財保護行政を知事部局へ移管

2 社会情勢の変化等

(1) 社会情勢の変化

① 人口減少・高齢化の進行

本県の総人口は、平成 25 年（2013 年）頃をピークに減少傾向にありましたが、令和元年（2019 年）は約 141.4 万人となり、外国人人口の増加にともない微増となりました。また、令和元年の高齢者人口の割合は 26.0%で、県民のおよそ 4 人に 1 人が高齢者となっています。

人口減少・高齢化の進行により、農山村地域の過疎化の進行、空き家の増加による景観の悪化、消費の減少による経済活力の低下、地域コミュニティの希薄化・弱体化、地域文化の継承が困難になることなど、様々な問題が起こることが懸念されています。

こうしたことから、本県の人口減少の緩和を図るとともに、人口減少の時代に柔軟に適応した活力ある地域づくりを進めるため、「人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀 総合戦略」を令和 2 年（2020 年）3 月に策定しました。

② 新型コロナウイルス感染症の影響

感染症の感染拡大防止のため、展覧会や演奏会等の多くが中止、延期されたことで、県民の文化芸術活動や交流が停滞しています。県民へのアンケート調査（令和 2 年度しが web アンケート調査）においては、特に高齢者において、文化芸術活動を控える傾向が見られました。

加えて、芸術家等が活動の場や収入を失うとともに、学校の部活動等が中断されたことで、子ども・若者に対する次世代育成にも影響が生じています。

こうした中、感染症の影響を変化の機会とし、公演のライブ配信や有料配信、仮想現実（VR）を用いた美術展など、デジタル技術を活用した文化芸術活動が展開されています。びわ湖ホールでは、公演が中止となったオペラ「神々の黄昏」をライブ配信することで、国内外から大きな反響を呼び、これまで鑑賞する機会がなかった県民等に舞台芸術を提供することとなりました。

今後は、文化芸術におけるデジタル技術の活用がより一層進むなど、多様な文化芸術活動が展開されると考えられます。

③ 文化芸術に親しむ県民の減少

令和元年度県政モニターアンケートによると、この 1 年間に文化創作活動を行った県民の割合は 63.5% であり、平成 28 年度（70.8%）と比べて減少傾向にあります。その理由として、時間的な余裕がないことや文化創作活動にあまり関心がないことが挙げられています。

また、この 1 年間に文化芸術を鑑賞した県民の割合は 73.7% であり、平成 28 年度（78.2%）と比べて、こちらも減少傾向にあります。その理由としては、時間的な余裕がないことや興味のある催し物が少ないと、入場料が高いことが挙げられています。

なお、令和 2 年度しが web アンケート調査によると、若者は電子機器による鑑賞や通勤・通学中の鑑賞機会が多い一方で、高齢者は文化施設等での直接鑑賞や公民館等の人が集まる場所での活動機会が多いことがわかりました。

このように、世代やライフスタイルにより文化芸術に親しむ方法が異なることから、多様な文化芸術活動の機会を確保していく必要があります。

④ 情報社会の進展と技術革新

パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の普及により、インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を通じて、時間や場所を問わず、容易に情報が得られるようになるとともに、コミュニケーションの方法も多様化しています。

また、人工知能（AI）や仮想現実（VR）等の新しい技術の出現も加わり、文化芸術の表現や鑑賞も多様化していくと考えられ、この傾向は新型コロナウイルス感染症の影響により、さらに加速すると考えられます。

⑤ SDGsの取組の加速化

平成27年（2015年）9月に国際連合において、「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、世界が取り組む2030年までの目標が作成されました。

本県においては、令和元年（2019年）7月に、持続可能な滋賀を支えるため、経済、社会、環境の三側面の調和を意識し、多角的な視点を持つ人づくりを行うなど、SDGsの達成に向けた取組を提案し、内閣府が選定する「SDGs未来都市」に選定されています。

文化の分野においても、SDGsで掲げる、教育や生涯学習の機会確保などに関する目標の達成に貢献するため、第3章4のとおり取組を進めます。

⑥ 文化的資産の保存継承にかかる環境の変化

本県は、重要文化財の指定件数が全国4位、重要文化的景観の選定件数が全国2位であるとともに、周知の埋蔵文化財包蔵地が県内のほぼ全域に所在するなど、多数の文化財を有しています。また、各地域で自然と共生した独自の生活文化を有しており、それらは暮らしの中で継承されてきました。

しかし、人口減少や若年層の人口流出による過疎化等により、文化財や生活文化等を地域住民により維持、継承していくことが難しくなりつつあります。

また、文化財周辺における自然環境の荒廃が進んでいる場所も見受けられるとともに、台風の巨大化やゲリラ豪雨などにより、文化財の被災が増える傾向にあります。

⑦ 外国人観光客の増加

本県を訪れる外国人観光客数は、平成25年度（2013年度）の約20万人から平成30年度（2018年度）には約60万人となり、5年で約3倍に増加しています。今後も、訪日外国人観光客が見込まれる中で、情報発信や施設の多言語化等の対応が求められます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年（2020年）2月頃から外国人観光客は激減しています（観光庁宿泊旅行統計調査）。

(2) 国の動向

平成 29 年（2017 年）6 月に改正された「文化芸術振興基本法」（名称を「文化芸術基本法」に改正）では、基本理念として、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域にかかわらず、等しく文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備が図られなければならないとしています。

さらに「文化芸術基本法」および「障害者基本法」の基本理念に則って、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の發揮および社会参加の促進を目的とする「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成 30 年（2018 年）6 月に制定されました。

また、「文化芸術基本法」では、少子高齢化やグローバル化の進展など社会の状況が著しく変化する中、文化芸術の振興にとどまらず、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等、文化芸術に関連する分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展および創造につなげていくことの重要性が明記されました。

この関連分野との連携については、以降に策定された「文化経済戦略」（平成 29 年 12 月策定）および「文化芸術推進基本計画」（平成 30 年 3 月閣議決定）においても強く推進を打ち出されており、令和 2 年（2020 年）4 月には「文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律」が公布されました。

また、文化財保護政策においては、「文化財保護法」および「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成 31 年 4 月施行）、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図っています。

その他、令和 3 年度（2021 年度）に開催が予定されている「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」を契機とした文化プログラムの推進や、令和 4 年度（2022 年度）には文化庁の京都への移転が予定されています。

(3) 県の動向

① 滋賀県基本構想「変わる滋賀 続く幸せ」の策定（平成31年3月）

2030年に向けた滋賀県の将来ビジョンであり、「変わる滋賀 続く幸せ」を基本理念として、自分らしい未来を描ける生き方とその土台として、SDGsの特徴でもある、経済、社会、環境の三側面のバランスの取れた持続可能な滋賀の実現を目指しています。

この中で、文化芸術の分野においては「誰もが居場所や生きがいを持ち、スポーツや文化芸術等に親しみながら心豊かに生活している」姿の実現を目指しています。

② 滋賀県障害者文化芸術活動推進計画の策定（令和2年3月）

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」第8条第1項に基づき、本県における障害者による文化芸術活動を総合的かつ計画的に推進するため策定しました。

本県では、戦後間もない頃から福祉施設で行われてきた造形活動を背景に、アール・プリュットという領域で、現在、障害者等の作品が国内外で高い評価を受けています。こうした活動の支援等を通じて、障害の有無にかかわらず誰もがともに、多彩な文化芸術活動に親しみ、活躍する環境の実現を目指します。

この計画は、本基本方針で目指す、誰もが文化芸術に親しみ、多様な主体がつながる場づくりなどに向けて、障害者の視点から取組を進めるための個別計画として位置づけています。

③ 滋賀県文化財保存活用大綱の策定（令和2年3月）、文化行政の一元化（令和2年4月）

「滋賀県文化財保存活用大綱」は、「文化財保護法」第183条の2に基づき、文化財の保存と活用に関する基本的な方針を定めたものです。本県の貴重な財産であり、地域の誇りである文化財を未来へ継承するため、保存・活用の好循環により、文化財が多くの人々に支えられている滋賀ならではの姿を目指します。

また、「文化財保護法」および「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を受け、令和2年（2020年）4月より、「文化財保護課」を教育委員会から知事部局の文化スポーツ部へ移管しました。

④ 滋賀の美の魅力の発信

平成24年（2012年）の「美の滋賀」発信懇話会の提言を受け、滋賀ならではの美の資源を活かし、本県の魅力をより一層高めることで、県民生活の満足度の向上や地域の活性化を目指す「美の滋賀」づくりに取り組んできました。

その取組の一つとして、新生美術館の整備に向けた検討を行ってきましたが、建設工事が不落となったことを契機に、方針を見直すこととしました。

現在、再開館後の近代美術館の運営方針や（仮称）新・琵琶湖文化館の整備を含む、滋賀の美の魅力発信方策を検討しています。

⑤ 日本遺産および日本農業遺産の認定、世界遺産登録に向けた取組

平成27年（2015年）に、「琵琶湖とその水辺景観—祈りと暮らしの水遺産」が日本遺産に認定されました。日本遺産は、地域に点在する遺産を伝承や風習などを踏まえたストーリーの下に結び付け、「面」として活用、発信することで、地域活性化を図ることを目的としており、本県においては、古来、祈り・暮らし・食と密接に関わってきた「水の文化」が認定されました。

また、平成31年（2019年）には、琵琶湖と共生する農林水産業や本県の農山漁村の営みが、我が国の重要かつ伝統的な取組として、日本農業遺産に認定されました。

伝統的な琵琶湖の漁業や環境こだわり農業、ゆりかご水田など、琵琶湖やその周囲に住む多様な生き物との共存を目指す、本県独自の農林水産の営みが高く評価されたものであり、引き続き、世界農業遺産の認定に向けて取組を進めています。

さらには、現在、彦根城を人類共通の資産として確実に継承するとともに、滋賀の歴史的・文化的な魅力を世界に伝えるため、彦根市と滋賀県において、世界遺産登録に向けた取組を進めています。

このような取組によって、自然と共生する暮らしの中で、地域において大切に継承されてきた本県の文化的資産の価値や魅力を再発見し、国内外に発信することで、その継承を進めるとともに、地域や経済の活性化を図ります。

⑥ 文化やスポーツの祭典の開催

令和3年（2021年）以降、関西において文化やスポーツに関する多くの祭典が予定されています。

令和4年（2022年）には、世界最大級の生涯スポーツの総合競技大会である「ワールドマスターズゲームズ2021関西」が開催され、本県ではソフトボールやホッケーなどの競技が実施される予定です。

また、令和7年（2025年）には、我が国最大のスポーツの祭典である「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」が本県で開催されるとともに、「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」が開催される予定です。

令和3年（2021年）の開催へと順延となった、東京オリンピック・パラリンピック競技大会とともに、国内外から多くの参加者が見込まれるこれらの機会を活用し、滋賀の文化の魅力のさらなる発信に取り組んでいきます。

3 基本方針（第2次）の取組状況と課題

基本方針（第2次）では、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）の5年間を取組期間とし、3つの文化振興施策の柱を定めて取組を進めてきました。

令和元年度（2019年度）までの4年間における、施策の柱ごとの取組状況と課題は以下のとおりです。

施策の柱1 文化プログラムの推進による文化的資産の活用・発信

- ◆重点施策1 文化による本県ブランド力の向上と国内外への効果的な発信
- ◆重点施策2 地域で継承されてきた文化的資産の発掘・保存・活用

（1）取組状況

日本遺産を活用した観光キャンペーン、アール・ブリュット作品の海外発信、文化情報誌「COOL SHIGA」の発行など、滋賀の多彩な文化芸術や地域の文化的資産を活用した取組を展開するとともに、その魅力を国内外に広く発信しました。

また、文化財等の地域で継承されてきた文化的資産については、指定や保存を進めるとともに、その魅力を活用した取組を展開しました。

（2）課題

- ・文化による本県ブランド力の向上やその魅力の効果的な発信に向けては、「近江の春 びわ湖クラシック音楽祭」といった、広域的で発信力のある取組を充実させていく必要があります。
- ・文化財等の保存、継承は、担い手の高齢化等により困難になっているため、文化財等の価値を損なわない範囲で、その価値を最大限に發揮できるような幅広い活用を推進することで、理解者の裾野を広げ、多様な主体によって支え合う仕組みづくりを進める必要があります。

施策の柱2 未来の文化の担い手の育成

- ◆重点施策3 子ども・若者が本物の文化に触れる機会の充実
- ◆重点施策4 若手芸術家等の育成・支援
- ◆重点施策5 文化活動を支える人材（アートマネージャーなど）の育成・支援

（1）取組状況

「ホールの子」事業、学校巡回公演、文化芸術連携授業が学校行事として一定定着するなど、子ども・若者が本物の文化に触れる機会を充実させました。

また、若手芸術家等の育成・支援においては、次世代文化賞受賞者によるコンサートを開催するなど、発表の機会を創出しました。

文化活動を支える人材の育成・支援においては、各文化施設等による文化ボランティアの育成、「美ココロ・パートナー」や「ヘリテージマネージャー」の育成に努めました。

(2) 課題

- ・アウトリーチ事業のさらなる推進等により、子ども・若者への多様な創作・鑑賞機会を引き続き確保していく必要があります。
- ・文化活動を支える人材として、芸術家や文化的資産の担い手と県民等をつなぐ役割を果たせる中間支援的な調整能力を持つ人材の育成や確保に取り組むとともに、文化施設を支えるボランティアスタッフ等の育成に引き続き努める必要があります。
- ・地域の文化活動を支える市町の文化担当職員や文化施設職員等の役割が重要であることから、県と市町の連携の強化や職員が必要な知識の習得や課題を共有できる場を継続的に設ける必要があります。

施策の柱3 県民の主体的な文化活動の促進

- ◆重点施策6 新しい豊かさを実感できる文化芸術活動の推進
- ◆重点施策7 「美の滋賀」づくりの推進
- ◆重点施策8 自立的な文化活動の促進
- ◆重点施策9 文化活動の環境の整備

(1) 取組状況

「美の糸ローアートにどぽん！」等、地域を巻き込んだ事業の展開により、県民や芸術家が分野や世代を超えて連携・交流し、滋賀ならではの「美」を活用した文化芸術活動や地域づくりを進めました。

また、文化団体等との連携による芸術文化祭を開催するなど、県民の自立的な文化活動の促進に努めました。

文化活動の環境の整備に向けては、「障害者文化芸術活動推進計画」の策定や本計画に基づく取組の推進、アートコラボレーション事業などによる文化施設の連携促進やアウトリーチ事業の積極的な展開を図りました。

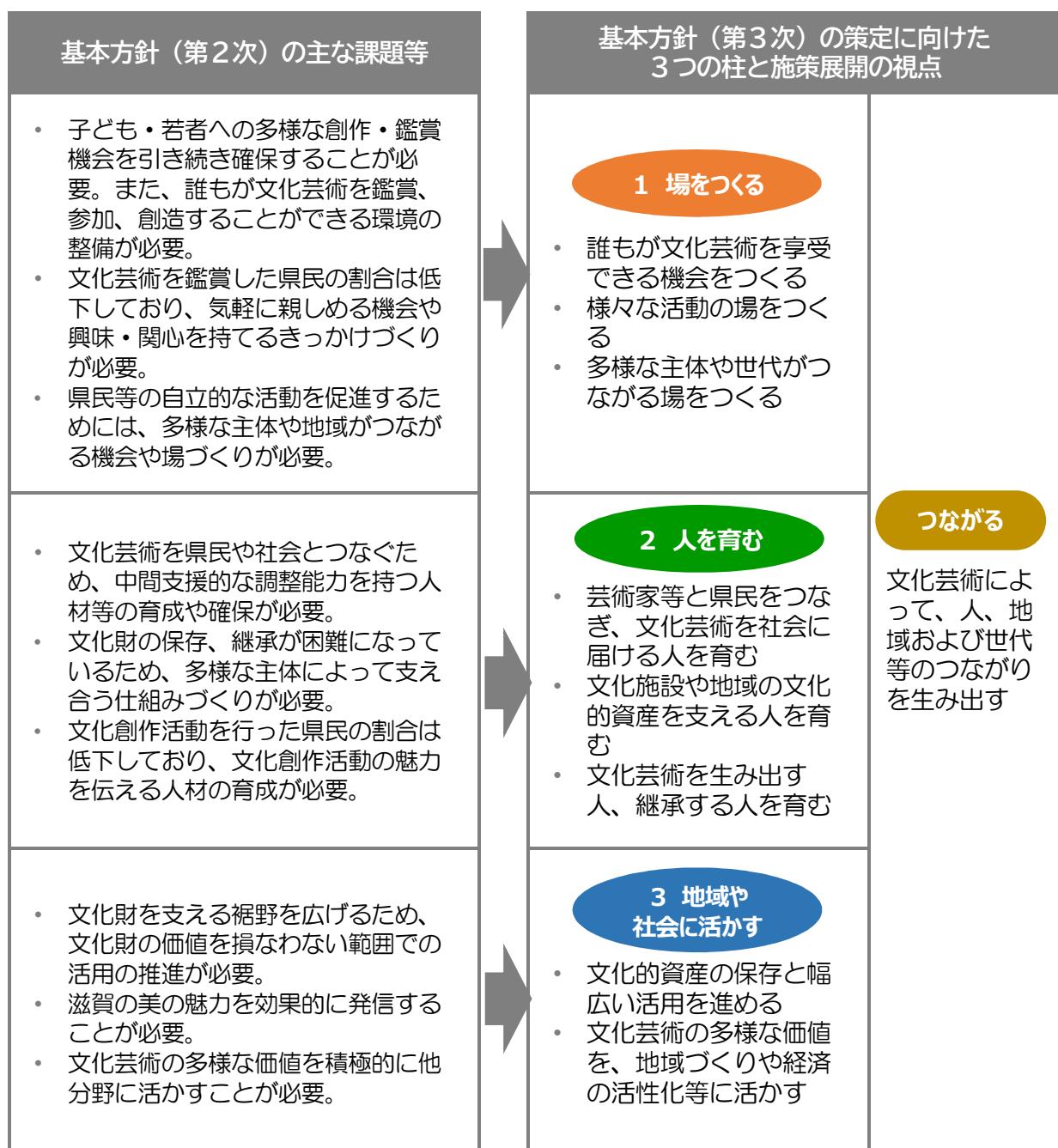
(2) 課題

- ・「美の滋賀」づくりの施策の柱であった新生美術館の整備が実現に至らなかったことから、滋賀の美の魅力の効果的な発信に向けて、今後の展開の方向性を再検討する必要があります。
- ・文化団体の高齢化等が進む中、県民等による自立的な文化活動の活性化に向けては、多様な主体や地域がつながる機会や場づくりが求められています。
- ・時間的な余裕のなさや文化芸術への関心の低さなどを理由に、文化創作活動や鑑賞を行う県民の割合が低下していることから、県民が文化芸術に気軽に触れられる機会や興味や関心を持てるきっかけづくりが必要です。
- ・琵琶湖文化館が長年にわたり休館しており、近代美術館の休館も3年を超えていることから、対応策を早期に検討し、滋賀の文化的資産の鑑賞機会を確保しその魅力を発信していく必要があります。

第3章 基本目標と施策の方向性

1 基本方針（第3次）策定に向けた3つの柱と施策展開の視点

基本方針（第2次）での課題や社会情勢の変化等を踏まえ、基本方針（第3次）では、「場をつくる」「人を育む」「文化芸術の価値を地域や社会に活かす」を3つの柱とし、施策展開の視点を「つながる」とします。



2 基本目標

文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る

文化芸術は、私たちに感動や心の安らぎ、生きる喜びをもたらすとともに、豊かな感性や想像力を育み、多様な価値観を理解、尊重し合う土壤を提供するなど、人の心を育む上で大変重要な役割を果たすものであり、先人の知恵や自然等とつながる機会も提供するものです。

また、多様な主体が協働し、変化に対応できる活力ある社会を築く上でも大きな役割を果たしており、文化芸術が持つ力は、新型コロナウイルス感染症により不安や閉塞感が漂う現在の社会情勢の中にあって、より一層必要となっています。

このため、文化芸術を振興する基盤となる、文化芸術に親しみ多様な主体がつながる環境づくりや文化芸術をつなぎ支える人づくりを進めるとともに、文化芸術を他分野と連携させ、地域の活性化等にもつなげていくことを目指し、基本目標を「文化芸術の力で心豊かな活力ある滋賀を創る」とします。

3 施策の方向性

基本目標の実現に向けて、今後5年間に取り組む施策の方向性を次の3つとします。

施策の方向性1

県民誰もが文化芸術に親しみ、多様な主体や世代等がつながる場をつくる

文化芸術を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であり、国籍や年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず、誰もが等しく文化芸術に親しめ、感動や心の安らぎを得られる環境を整えていきます。

また、文化芸術に親しめる場をつくることで、誰もが文化芸術に居場所や生きがいを見いだせ、多様な主体や世代等による交流や相互理解が進むことを目指します。

施策の方向性2

文化芸術をつなぎ支える人材や文化芸術の創り手や継承者を育む

文化芸術を企画・総括するアートマネージャー、地域や学校等と芸術家等をつなぐコーディネーター、文化ボランティアなど、文化芸術を県民や社会とつなぐ人材や文化芸術の創り手や継承者の育成、確保を目指します。

施策の方向性3

文化芸術の多様な価値を地域づくりや他分野に活かし、活力ある滋賀を創る

本県では、文化的資産を活かした観光振興や糸賀一雄氏等の思想から生まれた障害者による文化芸術活動、学校と芸術家や文化施設をつなぐ連携授業など、文化芸術を他分野に活かす取組がこれまでから行われてきましたが、今後も、文化芸術を国際交流や観光、産業、福祉、教育等と連携させ、文化芸術が持つ多様な価値を地域づくりや経済の活性化等に活かすことを目指します。

4 SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組

SDGsは、平成27年（2015年）に国際連合で採択された国際目標であり、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のため、17のゴールと関連するターゲットが定められています。

本県が持続可能な滋賀を目指し取り組むことは、世界の課題解決にも貢献するものであり、そのため文化の分野においても、その多様な価値を社会に活かすことでSDGsの達成に向けて取組を進めます。

関連するSDGsのゴールとターゲット、目標

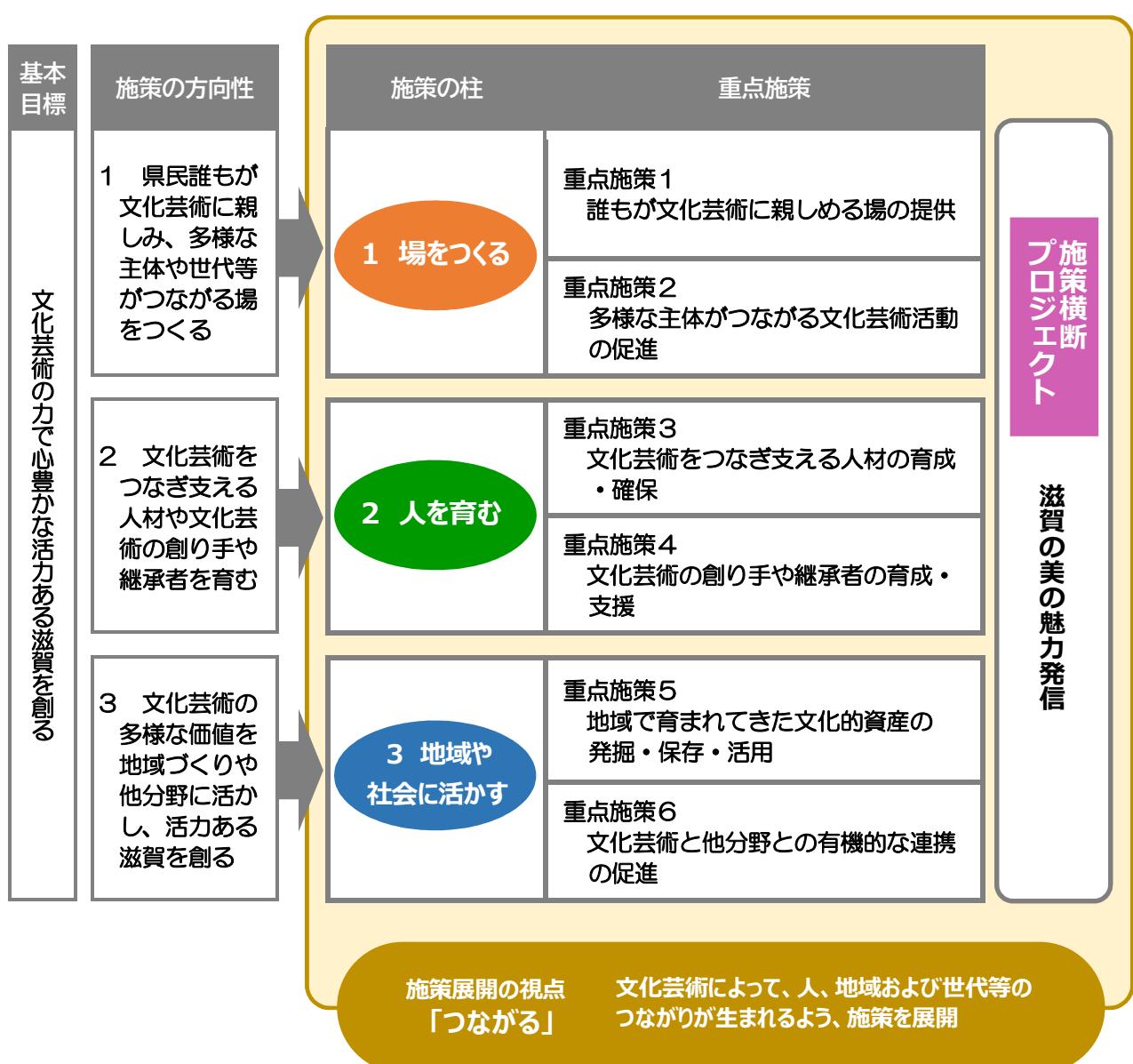
ゴール	ターゲット	目標（指標）
4 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 	4.7 文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	<ul style="list-style-type: none">1年間に文化芸術を鑑賞したことのある県民の割合学校と連携した文化芸術プログラムの参加児童数研修で得た知識や技術を今後の活動に活かせると回答した受講生の割合
8 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する 	8.9 地方の文化振興・產品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	<ul style="list-style-type: none">地域に魅力や誇りを感じる文化芸術資源があるとする県民の割合地域において文化芸術と他分野との連携した取組があるとする県民の割合
10 各国内及び各国間の不平等を是正する 	10.2 年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包摂を促進する。	<ul style="list-style-type: none">1年間に文化芸術を鑑賞したことのある県民の割合文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っているとする県民の割合学校と連携した文化芸術プログラムの参加児童数
11 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する 	11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	<ul style="list-style-type: none">県内の指定文化財等の数地域に魅力や誇りを感じる文化芸術資源があるとする県民の割合

第4章 施策の柱および重点施策

基本目標および3つの施策の方向性のもと、県が担うべき広域的、専門的あるいは先導的な取組を中心に、「1 場をつくる」、「2 人を育む」、「3 地域や社会に活かす」の3つの施策の柱および6つの重点施策に取り組むことで、文化芸術の振興の基盤となる場の確保や人材の育成に努めるとともに、文化芸術を国際交流や観光、産業、福祉、教育等と連携させ、文化芸術の持つ価値を地域づくりや経済の活性化等に活かします。

また、重点施策を横断するプロジェクトとして、本県の多様な美の魅力を全体として発信し、「滋賀をみんなの美術館に」の実現に向けて取り組みます。

そして、これらの取組を進めるにあたっては、文化芸術によって、人、地域および世代等のつながりが生まれるよう、施策展開の視点を「つながる」とします。



施策の柱1 場をつくる

(1) 評価指標

項目	策定時 令和元年度(2019年度)	目標 令和7年度(2025年度)
① 1年間に文化芸術を鑑賞したことのある県民の割合 ^(※)	(73.7%)	85.0%
② 文化芸術活動に取り組むことができる環境が整っているとする県民の割合	38.4%	50.0%
③ 学校と連携した文化芸術プログラムの参加児童数	22,699人	26,000人
④ 民間団体や市町等と連携した文化芸術事業実施数	369件	420件

※「鑑賞」には、文化施設等での「直接鑑賞」に加えて、インターネット等での「電子機器による鑑賞」も含みます。

なお、策定時の実績（73.7%）は「直接鑑賞」のみの値のため、参考値（括弧書き）としています。

(2) 重点施策

重点施策1 誰もが文化芸術に親しめる場の提供

県民が文化芸術に親しむ機会は、仕事や学校、家庭の状況等、各々のライフスタイルにより異なります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、文化芸術の表現や鑑賞も多様化しています。そのため、多様な主体との連携・協働により、デジタル技術も活用し、文化芸術に親しめる機会を増やします。

また、国籍や年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域等にかかわらず、誰もが等しく文化芸術に親しめるよう、環境の整備等に取り組みます。

加えて、子ども・若者が文化芸術に触れる機会を充実させ、その活動を促すことで、豊かな感性や想像力を育みます。

(主な取組)

- ・ 県立文化施設において優れた舞台芸術や魅力ある展覧会を開催するとともに、SNS や動画、デジタルアーカイブ等の活用により時間や場所による制約を受けずに、またコロナ禍においても文化芸術に親しめる機会を充実させます。
- ・ 県内市町が、「地方文化芸術推進基本計画」を策定できるよう、また文化芸術に親しむ機会の充実に向けた取組を積極的に実施できるよう、支援・連携を行います。
- ・ 文化芸術に関する情報提供の充実を図るとともに、県立文化施設におけるバリアフリー化の推進や観覧料の優遇、福祉施設や学校、病院等でのアウトリーチ事業の実施等により、文化芸術に触れる機会を確保します。
- ・ 「滋賀県障害者文化芸術活動推進計画」に基づき、障害者の文化芸術活動や活動を通じた社会参加の

取組等を支援します。

- ・「ホールの子」事業や美ココロ・パートナーシップ事業など、子ども・若者の誰もが文化芸術に触れる機会を確保します。

重点施策2 多様な主体がつながる文化芸術活動の促進

本県では、芸術家や伝統文化継承者はもとより、県民、文化団体、民間団体、文化施設、市町や県などの多様な主体が文化芸術活動を行っています。これらの活動が自立的に継続して実施していくよう、市町とともに支えていきます。

また、多様な主体や世代の交流を促すことで、文化芸術活動を「点」から「面」へと広がりを持たせ、より多くの県民が文化芸術と関わる機会を確保します。

(主な取組)

- ・ 県民や文化団体等が行う文化芸術活動への支援、相談対応や情報提供等を通じて、各主体の自立的な文化芸術活動を促進します。
- ・ 共生社会づくりをテーマとした文化芸術公演等の開催、文化団体等との協働事業である芸術文化祭の開催、県民参加型の演劇公演である滋賀県次世代育成ユースシアター事業の実施等、文化芸術を通じて多様な主体や世代の交流促進につながる場づくりを進めます。
- ・ 国籍や年齢、障害の有無等にかかわらず、文化芸術を通じて多様な人が集まる場づくりに向けた取組を進めます。
- ・ 国民文化祭および全国障害者芸術・文化祭の誘致に向けた検討を行います。

施策の柱2 人を育む

(1) 評価指標

項目	策定時 令和元年度(2019年度)	目標 令和7年度(2025年度)
⑤ 1年間に文化芸術の創作活動に携わったことのある県民の割合 ^(※)	(63.5%)	77.0%
⑥ 研修で得た知識や技術を今後の活動に活かせると回答した受講生の割合	—	80.0%
⑦ 県立文化施設の文化ボランティア数	635人	750人

※「創作活動に携わった」には、「自ら創作活動を行った」ことに加えて、「創作活動を支える活動（文化ボランティアなど）を行った」ことも含みます。なお、策定時の実績（63.5%）は「自ら創作活動を行った」のみの値のため、参考値（括弧書き）としています。

(2) 重点施策

重点施策3 文化芸術をつなぎ支える人材の育成・確保

文化芸術を県民や社会へ届けるため、アートマネージャーやコーディネーター、文化施設を支える文化ボランティアなどの人材を育成・確保するとともに、文化財等の保存、活用においては、地域で支える人々の裾野を広げていきます。

(主な取組)

- ・ 芸術家や文化施設職員、行政職員等を対象としたアートマネージャーやヘリテージマネージャー、舞台技術等の専門技術に関する研修等により、文化芸術を県民や社会とつなぐことができる人材を育成・確保します。
- ・ 美ココロ・パートナーシップ事業により、子どもたちに文化芸術体験プログラムを実施する若手芸術家を育成・確保します。
- ・ びわ湖ホールや近代美術館、琵琶湖博物館等の文化ボランティア、文化財や伝統文化等を地域で支える人材の育成・確保に努めます。

重点施策4 文化芸術の創り手や継承者の育成・支援

本県には豊かな自然、地域独自の歴史や風土、暮らしが残っており、各地域では、多くの芸術家や伝統文化の継承者が創作活動や地域の伝統芸能等の保存、発展に取り組んでいます。

このような、文化芸術の創り手や継承者の育成や支援に努めます。

(主な取組)

- ・ びわ湖ホール声楽アンサンブルの運営や邦楽専門実演家養成事業による若手実演家の養成、陶芸の森での「アーティスト・イン・レジデンス」の実施等、文化施設等において芸術家等の育成や技術の養成を行います。
- ・ 滋賀県文化賞の表彰等、芸術家等の発表機会の確保や顕彰等を行うとともに、県内の芸術家の活動状況等の把握に努めます。
- ・ まつりなどの伝統文化の継承に向けて、民俗文化財保存団体への活動支援や観光、教育等との連携による伝統文化の魅力の活用・発信を行うことで、県民等の理解促進を図り、担い手や支援者の拡大に努めます。
- ・ 伝統的な技術・技能の継承に向けて、新商品の開発支援や首都圏等でのPR等により、地域ブランドの強化や販路開拓を通じた地場産業等の活性化を図るとともに、技術者の養成や就業支援を通じて、技術・技能の継承者の育成、確保に取り組みます。

施策の柱3 地域や社会に活かす

(1) 評価指標

項目	策定時 令和元年度(2019年度)	目標 令和7年度(2025年度)
⑧ 県内の指定文化財等の数 ^(※)	3,465 件	3,585 件
⑨ 文化財を活用した県実施事業参加者数	2,813 人	3,160 人
⑩ 地域に魅力や誇りを感じる文化芸術資源があるとする 県民の割合	—	85.0%
⑪ 地域において文化芸術と他分野との連携した取組があ るとする県民の割合	—	50.0%

※「指定文化財等」には、指定文化財、選定文化財、選択文化財、登録文化財が含まれます。

(2) 重点施策

重点施策5 地域で育まれてきた文化的資産の発掘・保存・活用

本県は多数の文化財を有し、その多くが地域住民に支え守られてきました。また、各地域では、伝統行事や衣・食・住に関わる独自の生活文化、魅力ある風景が地域への誇りや愛着とともに現在まで受け継がれています。

このような、地域で育まれてきた文化的資産が持つ魅力に光を当て、地域の人々や支援者等とともに保存や幅広い活用に取り組むことで、文化的資産やそれらを育んできた地域に対する人々の理解や関心を深め、未来へ着実に継承していきます。

(主な取組)

- 文化財の調査、保存、継承を着実に実施するための環境を整えながら、「滋賀県文化財保存活用大綱」の方針に基づき、文化財の調査、指定、保存修理、埋蔵文化財の保存や情報発信を行います。
- 彦根城の世界遺産登録に向けた取組や「幻の安土城」復元プロジェクト、近江の文化財を活用した健 康ウォーキングの事業などにより、本県の文化財の魅力を発信します。
- 琵琶湖をはじめとする豊かな自然との共生の中で育まれた「かばた」などの暮らしの文化や風景、 湖魚等の食文化など、滋賀ならではの生活文化や景観を継承するため、魅力の発掘や発信、保全活動への支援等を実施します。

重点施策6 文化芸術と他分野との有機的な連携の促進

文化芸術を国際交流や観光、産業、福祉、教育等の関連分野と有機的に連携させ、文化芸術が持つ多様な価値を地域づくりや経済の活性化等に活かします。

(主な取組)

- ・アール・ブリュット作品等を通じた海外との交流や「2025年日本国際博覧会」に向けた取組などにより、文化芸術による国際交流の促進を図ります。
- ・「近江の春 びわ湖クラシック音楽祭」や世界遺産等の文化的資産を活用した観光誘客、地場産業や伝統的工芸品のブランド構築、滋賀の歴史や文化等を活かした映画等のロケ地の誘致など、文化芸術と観光・産業分野等の連携を図ります。
- ・「文化観光推進法」に基づき、文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光を推進します。
- ・多様な環境下にある子どもたちを対象とした文化芸術体験プログラムの実施、病院等でのアウトリーチ事業、障害者の文化芸術活動の推進など、文化芸術と福祉・教育分野の連携を図ります。

— 施策横断プロジェクト 滋賀の美の魅力発信 —

本県には、原風景ともいるべき琵琶湖や自然美、自然と共生する文化の中で大切に守り伝えられてきた文化財や暮らしの美意識、伝統工芸といった日常の美、県内の作家や福祉施設から新たに生まれる創作、そして美術館の特色あるコレクションやホールで触れられる先端的な芸術など、過去から現在まで連なる多様な美の資源があふれています。

画一化・都市一極集中から、多様化・地方重視へと人々の価値観が変化しつつある中、改めて、滋賀の多様な美の価値を再認識し、県民や関係者とともに守り育みながらその魅力をより高め、発信していくことにより、「滋賀をみんなの美術館に」の実現に向けて取り組みます。

(施策展開の4つの柱)

交流や発信の場づくり	近代美術館に美の発信に関するプラットフォームを設置し、一体的な情報発信や関係者のネットワークづくり、地域や団体、若手作家等の活動支援等を行います。
ネットワークを活かした多面的な発信	近代美術館を核に、県立施設間や県内美術系ミュージアム間の連携を深めるほか、滋賀県博物館協議会等とも連携し、各施設の特性とネットワークを活かした多面的な発信を行います。
美術館改革	再開館にあたり、施設整備やVI(ビジュアル・アイデンティティ)デザインの導入等により、みんなにやさしい快適な美術館に生まれ変わるとともに、再開館後は、新たな魅力に出会えるオンリーワンの自主企画やアート体験の多様化等、従来の近代美術館の枠を超えた事業を展開します。
琵琶湖文化館のリスタート	現在休館中の琵琶湖文化館を、「近江の文化財を保存・継承・活用・発信する中核拠点」となる「(仮称)新・琵琶湖文化館」として、新たに整備を進めます。

施策展開の視点 「つながる」

文化芸術によって、人、地域および世代等のつながりが生まれるよう、施策を展開

近年、社会の環境や人々の生活様式が変化しており、また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との触れ合いが希薄化している中、文化芸術による交流をきっかけにして、人々の心のつながりや相互理解が育まれることはとても重要であり、文化芸術に求められる役割の一つであると考えます。

また、多様な主体がつながることで、活動の活性化や変化が生み出されるとともに、文化芸術の世代間の継承や新しい担い手を呼び込むことにつながるなど、文化芸術のさらなる振興につながるものです。

そのため、文化芸術によって、人、地域および世代等のつながりが生まれるよう、施策展開を行います。

第5章 推進体制

1 多様な主体とのつながりによる連携・協働の推進

本県の文化振興を図るためにには、県民誰もが文化芸術に親しめる場の提供や人材の育成、文化芸術を国際交流や観光、産業、福祉、教育等と連携させ、文化芸術の多様な価値を地域づくりや経済の活性化等に活かしていくことが必要です。

県は、文化団体、民間団体、文化施設等、市町など、各主体の自主性を尊重しつつ、「つながる」を視点とした取組を進めることで、多様な主体との連携・協働を推進します。

(1) 文化団体

文化団体は、文化芸術活動の中心的な存在であり、県民に文化芸術に親しめる場を提供するなど、本県の文化振興において大きな役割を果たしています。

県は、芸術文化祭等の取組を通じて、文化団体との連携・協働に努めます。

(2) 民間団体

企業やNPOなどの民間団体は、行政とは異なる視点やノウハウ、独自の人的・財的資源を持つことから、文化の振興において積極的な関わりが期待されます。また、産業や福祉等の他分野との連携においては、民間団体の視点等を活かした取組を展開することが求められます。

県は、「文化・経済フォーラム滋賀」への参画、障害者の文化芸術活動の推進等において、民間団体と連携しながら本県の文化振興に努めます。

(3) 文化施設・教育機関

文化ホール、美術館等の文化施設は、県民の文化芸術活動の場、地域の人々の文化力を高める拠点として重要な役割を担っています。また、博物館、図書館、学校は、県民が文化芸術に親しめる場であるとともに、文化芸術に関わる人材の育成も担っています。

県は、公立文化施設協議会や博物館協議会とも連携し、文化施設の一層の事業展開や活用の推進、誘客の促進、各施設における県民の文化芸術に親しむ機会の充実や人材の育成に向けて、有機的な連携・協働を目指します。

(4) 市町

市町は地域における文化の振興を、県は県域における文化の振興を担っており、それぞれの役割分担を図りつつ、本県の文化の振興に協力して取り組んでいきます。

県は、市町が、地域で多様な主体がつながる仕組みづくりに取り組めるよう、また文化芸術に親しむ機会の充実に向けた取組を積極的に実施できるよう、支援・連携に努めるとともに、定期的な情報交換や研修の場を設けるなど、連携・協働して取組を推進できる体制を整

えます。

(5) 国、他の地方公共団体等

本県の文化は県外の文化との交流の中で育まれてきたことから、今後も、文化庁等や他の都道府県との情報や意見の交換等を通じて連携を行います。

また、関西広域連合や関西文化の日等の取組を通じて、近隣府県との連携や情報発信の強化に努めます。

2 県

関係部局間の連携を緊密にし、多様な主体との連携・協働を図りながら、幅広い分野において横断的に文化行政に取り組みます。

3 滋賀県文化審議会

文化の振興は中長期的な観点で取り組む必要があることから、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進するため、目標の達成状況や施策の効果を文化審議会にて定期的に検証します。

4 財源の確保

限られた財源の中、選択と集中の観点から、毎年度の予算編成を通じて文化振興施策を推進するとともに、滋賀の魅力ある文化振興に資する事業の推進を図ることを目的とする「滋賀県文化振興基金」（平成23年4月1日設置）の活用など、必要な財源の確保に努めます。

また、「滋賀応援基金条例」に基づく次世代育成や文化財の魅力発信等に対する寄附金の活用や、ネーミングライツ、企業・個人のスポンサーの獲得などにより、民間資金を広く活用し、施策展開に結びつけていきます。